

九州国際大学学則

(昭和25年4月1日制定)

最終改正 令和5年4月1日

第1章 総則

第1条 九州国際大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、国際社会学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成することを目的とする。

2 各学部及び学科の人材養成の目的は、次のとおりとする。

- (1) 法学部は、法律の専門的・体系的知識に基づく法的思考力を修得させ、もって理論実践両面に明るい人材を養成する。
- (2) 法学部法律学科は、法律の専門的・体系的知識に基づく法的思考力を修得させるとともに、フィールドワークを通じて実践力を獲得させ、もって地域の行政・企業分野において実務を遂行できる人材、及び企業活動に積極的に関与できる法律のプロフェッショナルを養成する。
- (3) 現代ビジネス学部は、21世紀の社会を展望し、グローバル化の進む世界や地域のビジネス組織、すなわち企業、自治体、民間団体などで活躍できる豊かな教養と知識を有する人材を養成する。
- (4) 現代ビジネス学部地域経済学科は、経済学や経営学に関する基本的な知識を身につけ、企業や地域の組織体での就労を通して産業や地域社会に貢献する中堅的な人材を養成する。
- (5) 現代ビジネス学部国際社会学科は、異文化理解や国際協力に関する知識を身につけ、現代社会のグローバルな変化に対応できる能力を養い、国際社会だけでなく地域社会でも活躍する人材を養成する。

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。

2 自己点検・評価に関する規程は、別に定める。

第3条 本学に、次の学部を置く。

法学部

現代ビジネス学部

2 前項の学部に置く学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
法学部	法律学科	150	600
現代ビジネス学部	地域経済学科	250	1,000
	国際社会学科	100	400

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第2章 職員組織

第4条 本学に、次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 大学教育職員
- (3) 研究職員
- (4) 事務職員、技能職員及びその他の職員

第4条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第4条の3 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教授会及び教育研究協議会

第5条 本学に次の教授会を置く。

- (1) 各学部教授会
- (2) 研究科教授会

2 教授会は、それぞれに所属する大学教育職員（専ら教育のみを担当する教育職員を除く。）及びその他の職員をもって構成する。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

4 学長は、前項第3号の規定により教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見の参酌に努めるものとする。

5 教授会に関する規程は、別に定める。

第6条 本学に、本学の重要事項を審議し、学長へその審議結果について意見を述べるため教育研究協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長

- (3) 各学部長
- (4) 研究科長
- (5) 入試・広報部長
- (6) 教務部長
- (7) 学生部長
- (8) 就職・進路部長
- (9) 大学事務局長
- (10) 学長が選任する大学事務職員 2名

3 協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規程の制定改廃に関すること。
- (2) 教学の基本方針に関すること。
- (3) 大学教育職員及び研究職員の教育研究業績の基準に関すること。
- (4) 大学教育職員及び研究職員の人事に関すること。
- (5) 大学の機構、組織及び制度に関すること。
- (6) 全学的な行事に関すること。
- (7) 学生に関する重大な賞罰に関すること。
- (8) その他教育研究に関すること。

4 協議会に関する規程は、別に定める。

第4章 修業年限及び在学年限

第7条 本学における修業年限は、4年とする。

第8条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第16条第1項及び第17条第1項の規定により入学した学生は、第16条第2項及び第17条第2項に基づく規程により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5章 学年、学期及び休業日

第9条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

- 2 学年を2学期に分け、春学期は4月1日から9月30日までとし、秋学期は10月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 必要がある場合、学長は、前項に定める学期の開始日及び終了日を臨時に変更することができる。

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 学園創立記念日（5月1日）

- (4) 春季休業（自3月1日至3月31日）
 - (5) 夏季休業（自8月1日至9月10日）
 - (6) 冬季休業（自12月25日至1月7日）
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、転学、転学部・転学科、留学、休学、復学、退学、 除籍及び再入学

第11条 入学の時期は、原則として学期の始めとする。

- 第12条 本学に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者、又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 - (7) 以上の各号に該当する者のほか、相当の年齢に達し本学で高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第13条 入学志願者は、次の書類に検定料と写真を添えて指定の期日までに願い出なければならない。

- 入学志願書
調査書
- 2 検定料は、別に定める。
- 3 納付済の検定料は、返還しない。

第14条 入学志願者に対して入学試験を行う。

- 2 入学試験に関する規程は、別に定める。

第15条 入学試験に合格し、所定の期日までに入学金、授業料、その他の納入金を納入し、保証人連署の誓約書及びその他の必要書類を提出した者に対して、学長は、入学を許可する。

2 入学金、授業料、その他の納入金並びに提出書類については、別に定める。

3 保証人の資格及び義務については、別に定める。

第16条 学長は、本学に転入学を志願する者があるときは、転入学に関する規程の定めるところにより選考のうえ、入学を許可することができる。

2 転入学に関する規程は、別に定める。

第17条 学長は、本学に編入学を志願する者があるときは、編入学に関する規程の定めるところにより選考のうえ、入学を許可することができる。

2 編入学に関する規程は、別に定める。

第18条 学生が他大学に転学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

第19条 学長は、学生が転学部・転学科を志願するときは、転学部・転学科等に関する規程の定めるところにより選考のうえ、許可することができる。

2 転学部・転学科に関する規程は、別に定める。

第20条 学長は、学生が外国の大学等に留学しようとするときは、留学する学生に関する規程の定めるところにより選考のうえ、許可することができる。

2 留学する学生に関する規程は、別に定める。

第21条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3ヵ月以上修学することができない者は、休学願書を提出し学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他やむを得ない理由により修学することが適当でないと認められるものについては、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、第8条の在学期間には算入しない。

第22条 休学した者が復学しようとするときは、復学願書を提出して学長の許可を得なければならない。

第23条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、退学願書を提出して学長の許可を得なければならない。

第24条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

- (1) 授業料その他の学費を滞納した者
- (2) 正当な理由なく、履修届を提出しない者
- (3) 在学期間が8年を超えた者
- (4) 休学期間満了後、復学しない者

2 除籍された者は、退学したものとみなす。

第25条 学長は、本学を退学した者で再入学を志願するものがあるときは、入学を許可することができる。

2 第11条、第15条第2項及び第16条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第7章 授業科目及び単位

第26条 本学の教育課程は、授業科目を共通教育科目及び専門教育科目に分ける。

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

第28条 授業科目、単位数及びその他履修に関する事項は、修学規程の定めるところによる。

第29条 1年間の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第29条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の規定により実施する授業科目については、学長が学期毎に定め学生に通知するものとする。

第30条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により定める。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して単位数を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定めるものとする。

第31条 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づいて、教員免許状を取得しよう

とする者は、本学所定の教職関係科目を履修し必要単位数を修得しなければならない。

- 2 本学において取得できる教員免許状の種類は、次のとおりである。

学 部	学 科	取得免許状の種類	教科
法 学 部	法 律 学 科	高等学校教諭一種免許状	公 民
現代ビジネス学部	地 域 経 済 学 科	高等學校教諭一種免許状	公 民
	国際社会学科	中学校教諭一種免許状	英 語
		高等学校教諭一種免許状	英 語

- 3 教職課程についての規程は、別に定める。

第32条 図書館法第5条に規定する司書の資格を得ようとする者は、本学所定の図書館学課程に関する科目を履修し、必要単位数を修得しなければならない。

- 2 図書館学課程についての規程は、別に定める。

第33条 学校図書館法第5条に規定する司書教諭の資格を得ようとする者は、本学所定の科目を履修し、必要単位数を修得しなければならない。

- 2 司書教諭資格についての規程は、別に定める。

第33条の2 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者又は特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者の資格を得ようとする者は、本学所定の科目を履修し、必要単位数を修得しなければならない。

- 2 スポーツ指導者養成課程についての規程は、別に定める。

第8章 単位の授与

第34条 大学は、授業科目を履修し、試験、論文又は履修の平常状況により学修の成果を評価し、合格した学生には、所定の単位を与える。

- 2 前項の試験等の成績評価は、AA・A・B・C・Fとし、AA・A・B・Cを合格とする。
3 試験については、修学規程の定めるところによる。

第34条の2 成績評価基準としてグレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average 以下「GPA」という。) を用いることができる。

- 2 GPAについては、修学規程の定めるところによる。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者には、単位を与えない。

- (1) 授業科目につき履修届を提出していない者
(2) 学費を納付していない者
(3) 試験において不正行為をした者

第36条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修し

た授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第36条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第36条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとしてみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第36条の4 学則第36条及び第36条の2に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、教授会の許可を受けなければならない。

第36条の5 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する基準は、別に定める。

第9章 卒業及び学位の授与

第37条 学長は、次の各号の要件を充足した者については、卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1) 本学に4年（第16条第1項並びに第17条第1項により入学した者については、第16条第2項並びに第17条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学すること

(2) 第27条及び第28条の規定に従い、法学部並びに現代ビジネス学部は124単位以上を修得すること

2 前項第2号の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第29条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えることができない。

第38条 学長は、前条の要件を満たした者には、学士の学位を授与する。

2 学位及びその授与については、別に定める。

第10章 外国人留学生、帰国子女、科目等履修生、研究生及び委託生

第39条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学並びに編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第40条 学長は、帰国子女で、本学に入学及び編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

第41条 学長は、本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を志願するものについては、選考のうえ、各学部の教育研究に支障のない限り科目等履修生として入学を許可することができる。

第42条 学長は、本学あるいは他大学を卒業した者及びこれに準ずる者で、本学大学教育職員指導のもとに、特定の事項について研究を志願するものについては、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

第43条 学長は、公共団体又はこれに準ずる機関より、本学の特定科目について修学を委託された者があるときは、委託生として入学を許可することができる。

第44条 外国人留学生、帰国子女、科目等履修生、研究生及び委託生に関する規程は、別に定める。

第11章 公開講座

第45条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に市民講座、公開講座を開設することができる。

第12章 学費

第46条 学生は、学費を納付しなければならない。

2 学費その他の納付金に関する規程は、別に定める。

第47条 納付済の入学金、授業料その他の学費は返還しない。

第13章 奨学金

第48条 品行方正、学業優秀な学生に対して奨学金を給与する。

2 奨学金給与に関する規程は、別に定める。

第14章 学生寮

第49条 本学に学生寮を設置する。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第15章 賞罰

第50条 学長は、表彰に値する行為があつた学生を表彰することができる。

第51条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を懲戒することができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第51条の2 学生の懲戒に関する規程は、別に定める。

第16章 付設機関

第52条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第53条 本学に研究所及び地域連携センターを置く。

2 研究所及び地域連携センターに関する規程は、別に定める。

第54条 本学に国際センターを置く。

2 国際センターに関する規程は、別に定める。

第55条 本学に教育情報ネットワークセンターを置く。

2 教育情報ネットワークセンターに関する規程は、別に定める。

第56条 削除

第57条 本学にエクステンションセンターを置く。

- 2 エクステンションセンターに関する規程は、別に定める。

第58条 本学に基基礎教育センターを置く。

- 2 基礎教育センターに関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日）

- 1 この改正した学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、改正後の第37条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（昭和54年4月1日）

入学定員に係る学則第3条の法経学部第一部入学定員を改めたこの改正した学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、総定員については、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日）

- 1 この改正した学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、改正後の第37条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（昭和58年4月1日）

- 1 この改正した学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、改正後の第37条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（昭和59年4月1日）

この改正した学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

- 1 この改正した学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、改正後の第37条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（昭和61年4月1日）

- 1 この改正した学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 改正学則施行前からの在学生については、改正前の学則の定めるところによる。

3 昭和60年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、改正後の第37条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（昭和62年4月1日）

この改正した学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成元年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 国際商学部国際商学科の総定員は、学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成4年4月までは次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	総定員			
			平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度
国際商学部	国際商学科	150	150	300	450	600

附 則（平成2年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成3年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成3年4月1日）

この改正した学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第29条については、平成2年4月以降の入学生から適用する。

附 則（平成4年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、法経学部第一部法律学科、経営経済学科及び国際商学部国際商学科の入学定員を、平成4年度から平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
法経学部第一部	法律学科	360名

	経営経済学科	360名
国際商学部	国際商学科	200名

附 則（平成4年4月1日）

この改正した学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

この改正した学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度卒業生にかぎり、学位授与については平成4年3月20日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 法経学部第一部・第二部経営経済学科（経営学コース）については、第26条別表1の教育課程表を平成2年度入学生より適用する。

附 則（平成5年4月1日）

この改正した学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年4月1日から法経学部第一部及び法経学部第二部の学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って当該学部を廃止する。
- 3 平成5年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第3条、第26条、第28条、第31条、第37条及び第38条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定にかかわらず、法学部第一部及び経済学部第一部の入学定員は平成6年度から平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度～11年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学部 第一部	法律学科	360	360	360	720	360	1,080	360	1,440
経済学部 第一部	経済学科	180	180	180	360	180	540	180	720
	経営学科	180	180	180	360	180	540	180	720

附 則（平成6年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、改正後の第46条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日）

- 1 この改正した学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 6 年度以前に入学した者に対する改正後の学則第 37 条の規定及び別表 3 の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

- 1 この改正した学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年度以前に入学した者に対する改正後の学則第 28 条別表 1 及び第 38 条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日）

- 1 この改正した学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法学部法律学科の入学定員・収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 9 年度から平成 11 年度までの間は、次のとおりとする。なお、平成 9 年度及び平成 10 年度の 3 年次編入学定員については、法学部第一部法律学科 3 年次の編入学定員とする。

学部	学科	平成 9 年度			平成 10 年度			平成 11 年度			
		入学定員	3 年次編入学定員	収容定員	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員	
法学部	法律学科	昼間主コース	360	20	1,460	360	20	1,480	360	20	1,480
	夜間主コース	100	-	100	100	-	200	100	-	300	

- 3 平成 9 年 4 月 1 日から法学部第二部の学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って当該学部を廃止する。
- 4 平成 8 年度以前に法学部第一部及び法学部第二部に入学した者に対する改正後の学則第 3 条、第 26 条、第 28 条、第 31 条及び第 46 条の規定の運用については、なお従前の例による。
- 5 平成 9 年度（2 年次以上）及び平成 10 年度（3 年次）に法学部第一部及び法学部第二部に転入学並びに編入学した者に対する改正後の学則第 16 条、第 17 条、第 26 条、第 28 条及び第 31 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 平成 8 年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、改正後の第 46 条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日）

この改正した学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日）

この改正した学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済学科及び経営学科の入学定員・収容定員は、第3条の規定にかかわらず、平成11年度は、次のとおりとする。なお、平成11年度3年次編入学定員については、経済学部第一部経済学科及び経営学科3年次の編入学定員とする。

学部	学科	平成11年度		
		入学定員	3年次編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	昼間主コース	180	15
		夜間主コース	50	-
	経営学科	昼間主コース	180	15
		夜間主コース	50	-

- 3 平成11年4月1日から経済学部第二部の学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って当該学部を廃止する。
- 4 平成10年度以前に経済学部第一部及び経済学部第二部に入学した者に対する改正後の学則第3条、第26条、第28条、第31条、第32条及び第46条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 平成11年度（2年次以上）及び平成12年度（3年次）に経済学部第一部及び経済学部第二部に転入学並びに編入学した者に対する改正後の学則第26条、第28条、第31条及び第32条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 平成10年度以前に入学した者に係る授業料等の額は、改正後の第46条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成11年4月1日）

この改正した学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 法学部法律学科昼間主コース、経済学部経済学科並びに経営学科昼間主コース、国際商学部国際ビジネス学科昼間主コースの入学定員・収容定員は、第3条の規定にかかわらず、平成12年度から平成15年度までの間は次のとおりとする。

附 則（平成14年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度（2年次以上）及び平成15年度（3年次）に国際商学部に転入学並びに編入学した者に対する改正後の学則第26条及び第37条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日）

この改正した学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この改正した学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月1日）

この改正した学則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月1日から国際商学部の学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って当該学部を廃止する。なお、3年次編入学定員についても、平成19年4月1日から募集を停止する。
- 3 平成16年度以前に国際商学部に入学した学生に対する改正後の学則第1条、第3条、第6条、第26条、第28条、第31条、第32条、第37条及び第46条の規定の適用については、改正後の条項にかかわらず、国際商学部国際ビジネス学科及びアジア共生学科には、改正前の条項を適用する。
- 4 平成17年度（2年次以上）及び平成18年度（3年次以上）に国際商学部に転入学並びに編入学した者に対する改正後の学則第16条、第17条、第26条、第28条、第31条及び第32条の規定の適用については、改正後の条項にかかわらず、国際商学部国際ビジネス学科及びアジア共生学科には、改正前の条項を適用する。

附 則（平成19年4月1日）

この改正した学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日）

この改正した学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 この改正した学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 法学部、経済学部及び国際関係学部の入学定員・収容定員は、第3条の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までの間は次のとおりとする。なお、3年次編入学定員につ

		コース						
経営学科	国際関係学部		130	130	130	260	130	390
		昼間主コース	-	320	-	200	-	100
		夜間主コース	-	110	-	60	-	30
国際関係学部	国際関係学科		140	140	140	280	140	420
		昼間主コース	-	335	-	200	-	100
		夜間主コース	-	120	-	80	-	40

附 則（平成24年10月1日）
 この改正した学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）
 この改正した学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）
 この改正した学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）
 1 この改正した学則は、平成28年4月1日から施行する。
 2 平成27年度以前に入学した者は、従前の例による。
 3 平成28年度（2年次以上）に転入学又は編入学した者、及び平成29年度（3年次）に転入学又は編入学した者は、従前の例による。

附 則（平成29年4月1日）
 1 この改正した学則は、平成29年4月1日から施行する。
 2 平成29年4月1日から経済学部経済学科及び経営学科並びに国際関係学部国際関係学科の学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って当該学部を廃止する。
 3 法学部、現代ビジネス学部、経済学部及び国際関係学部の入学定員・収容定員は、学則第3条第2項の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
法学部	法律学科	150	690	150	660	150	630
現代ビジネス学部	地域経済学科	250	250	250	500	250	750

	国際社会学科	100	100	100	200	100	300
経済学部	経済学科	-	450	-	300	-	150
	経営学科	-	390	-	260	-	130
国際関係学部	国際関係学科	-	420	-	280	-	140

- 4 平成28年度以前に経済学部経済学科及び経営学科並びに国際関係学部国際関係学科に入学した学生に対する改正後の学則第1条、第3条、第27条の2、第31条及び第37条の規定の適用については、改正後の条項にかかわらず、改正前の条項を適用する。
- 5 平成29年度(2年次以上)及び平成30年度(3年次)に経済学部経済学科及び経営学科並びに国際関係学部国際関係学科に転入学又は編入学した学生に対する改正後の学則第31条の規定の適用については、改正後の条項にかかわらず、改正前の条項を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の学則第26条の規定は、施行日以降に入学した者から適用し、施行日前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度に2年次又は3年次に転入学又は編入学した者及び令和4年度に3年次に転入学又は編入学した者については、改正後の学則第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。